

令和8年度

「上京区民まちづくり活動支援事業」募集案内

上京区役所では、上京区内で実施される区民やNPO、事業者等の方々の自発的、主体的なまちづくり活動に対して、活動初動期にかかる経費の一部を補助する等の支援を行う「上京区民まちづくり活動支援事業」（以下「支援事業」という。）を、平成24年度から実施しています。

この度、令和8年度の対象事業を募集します。上京区において、文化、地域コミュニティ、環境共生、安心安全、地域産業活性化、福祉といった多様な視点からのまちづくりを推進するため、地域課題の解決やまちの魅力の向上、地域コミュニティの活性化等に向けた取組を始めてみませんか。

区民の皆様の創意あふれる御提案をお待ちしています。

【募 集 期 間】

令和8年4月3日（金）～5月8日（金）【必着】

※ 御応募に際しては、必ず事前に御相談ください。

御相談は、申請受付期間中の平日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで、区総合庁舎2階②番窓口で受け付けています。あらかじめ、電話にて、相談日時を御予約ください。

令和7年度の対象事業報告ポスターを4月13日（月）から4月24日（金）まで、区総合庁舎1階区民交流ロビーで展示します。



上京区マスコットキャラクター

かみぎゅうくん

上京区役所 地域力推進室 企画連携担当

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

電話 075-441-5029 FAX 075-432-0566

メール kamigyō@city.kyoto.lg.jp 窓 口 区総合庁舎2階②番窓口

令和8年度 上京区民まちづくり活動支援事業 募集要項

1 目的・概要

上京区において、文化、地域コミュニティ、環境共生、安心安全、地域産業活性化、福祉といった多様な視点からのまちづくりの推進に向け、新たに実施される上京区民の自発的、主体的なまちづくり活動への支援（補助金の交付等）を行い、地域コミュニティの振興と区民参加によるパートナーシップのまちづくりを図ります。

2 対象団体

各学区の団体、各種団体、NPO等の非営利活動団体、大学等（以下「団体等」といいます。）

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体等は対象外です。

3 対象事業

（1）内容

上京区内で新たに実施し、団体等が自ら地域課題等を具体的に解決していくまちづくり事業で、文化、地域コミュニティ、環境共生、安心安全、地域産業活性化、福祉といった多様な視点から、区のまちづくりの推進に資する取組として該当するものです。

なお、過去に採択された事業については、補助金の交付は3年度を上限とします。

また、次の事業は対象外とします。

- ① 営利行為、宗教活動及び政治活動に関する事業
- ② 学術研究や施策・計画提案・提言を行うことを目的とした事業
- ③ 地域で既に恒例となっている事業（学区まつり、学区民体育祭など）
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 法令に違反する事業
- ⑥ 事業の効果が特定の町内のみなど限られた範囲にしか及ばないと推定される事業

（2）対象事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 補助金

（1）補助金額及び補助限度額

補助金額は、次に掲げる額のうち、最も低い額を上限とします。

- ① 補助基本額の2分の1
- ② 補助対象経費の合計額

※ 本補助金以外の収入がある場合は、補助対象となる経費から当該収入額を控除してください。

③ 250,000円

(2) 補助対象となる経費

事業の実施に必要な経費で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支出されるものを補助対象とします。

【例】・ 講師等への謝礼金

- ・ 事務用品等消耗品の購入費用
- ・ チラシ、資料等の印刷、制作、発送に要する費用
- ・ 講師、活動に従事するボランティア等の交通費
- ・ 会場設営等直接必要な役務にかかる費用
- ・ ボランティア保険等の保険料
- ・ 会場使用料及び機材等の賃貸借にかかる費用

ただし、飲食に係る費用や人件費、記念品費、備品費、団体等の運営に係る費用、固定資産の購入等に要する費用、その他適当でないと認める経費は対象外とします。

(3) マッチングファンド相当額

ボランティアスタッフ（活動に無報酬で参画する人）の活動時間を、一人1時間当たり500円の人件費として換算し、マッチングファンド相当額として、補助金額を算出する元となる補助基本額に反映させることができます。

(4) 他の補助制度の補助金

国、地方公共団体、独立行政法人等が交付する補助金（助成金等）を併用することができます。

5 申請手続

(1) 申請方法

令和8年4月3日（金）から5月8日（金）（必着）までに上京区役所地域力推進室企画連携担当へ、持参、郵送又はメールにて申請書類を提出してください。

なお、事業内容等について**必ず事前に御相談ください**。また、相談日時の御予約は、企画連携担当（電話441-5029）へ御連絡をお願いします。

(2) 申請書類

申請書は次のとおりです。既定の様式については、上京区役所（以下「区役所」といいます。）のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyoo/>）からダウンロードできます。

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 予算見積書（第3号様式）

※ 補助基本額にマッチングファンド相当額を反映させる場合は、マッチングファンド相当額計算書（第4号様式）の提出が必要です。

- ④ 団体等の規約、定款等（様式自由）
- ⑤ 団体等の構成員（役員）名簿（様式自由）
- ⑥ 団体等の活動状況のわかる資料（様式自由）

(3) その他申請に関する注意事項

- ・ 申請にかかる経費は、申請する団体等の負担とします。
- ・ 申請内容について、確認させていただく場合があります。
- ・ 提出された申請書類等一式は返却いたしません。
- ・ 提出された申請書類等は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合があります。

6 審査

(1) 審査の方法

6月（予定）に開催予定の審査委員会（学識者や市民公募委員等で構成）で、公開プレゼンテーションと申請書類により、次表に掲げる項目について総合的に審査を行います。

審査項目	審査の観点
公益性	上京区におけるまちづくりの推進に資する事業であるか。
計画性	事業予定、実施手法、収支予算が適切であるか。
効果	事業目的に対し、補助に見合った効果が見込めるか。
先駆性	活動内容が先進的、独創的で、他の参考となり得るものか。
将来性	将来にわたって、活動の継続、発展が見込めるか。

特に、以下の効果が見込めると評価された場合は、加点します。

地域連携	他の団体や地域と広くつながり、事業の充実が見込めるか。
担い手育成	若者等、新たな担い手の育成につながるか。

(2) 審査結果

審査委員会での審査結果を踏まえ、区役所において、募集枠の範囲内で事業の採択（減額等の条件が付く場合もあります。）又は不採択を決定し、文書により通知します。

7 採択された事業

支援対象事業として採択された場合、次のことに御留意ください。

(1) 補助金の概算払

補助金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付予定金額の2分の1までの範囲で、事前に交付することができます。この場合、事業完了後に補助金の精算をします。

(2) 広報等の支援

区役所業務に支障のない範囲で、上京区総合庁舎内でのチラシ等の配架、「市民しんぶん上京区版」や区内の情報を発信する総合情報サイト「上京ふれあいネット「カミング」」への記事掲載等の支援を行うことができます。

また、作成されたチラシ等には「令和8年度上京区民まちづくり活動支援対象事業」と記載してください。

(3) 区民交流スペースの利用

事業の実施にあたり、上京区総合庁舎の区民交流スペースを利用する場合、使用日の属する月の3箇月前の1日（土・日・祝日の場合は、直後の開庁日）から申し込むことができます。

お申込みの際は、事前に上京区役所地域力推進室（企画連携担当）へ御相談ください。

なお、採択された事業の実施以外の目的については、利用できない場合があります。

(4) 事業内容等の変更・中止

申請書類の記載事項（事業内容、予算等）の変更や事業の取りやめには、区役所の事前承認が必要となりますので、早めにお知らせください。

変更内容によっては、再審査や補助予定額の減額等を行うことがあります。したがって、補助金なしで実施していただくこととなる場合や、事前に交付された補助金があれば返金をしていただく場合があります。

(5) 事業報告

事業の実施状況について、適宜情報提供いただくとともに、年度末までに事業を完了し、次の活動完了に関する報告書類を速やかに提出してください。

① 事業完了届（第9号様式）

② 収支決算書（第10号様式）

※ 補助基本額にマッチングファンド相当額を反映させる場合は、マッチングファンド実績報告書（第11号様式）及び明細書の提出が必要です（決定通知を受けた金額を超えないこととします）。

③ 領収書

④ 記録写真、パンフレット・チラシほか活動内容のわかる資料

(6) 補助金の交付

事業完了報告を受け、その内容を審査のうえ、補助予定額の範囲内で補助金額を決定し、補助金を交付します。

(7) 補助金の取消し

虚偽申請や目的外使用など不正が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付金を返還していただきます。

(8) 活動記録の保存及び情報公開

事業に関連する書類は、令和14年3月末日まで保存(5年間保存)し、団体の事務所等に備え置いてください。必要に応じて、区役所等から閲覧や提出等を求めることがあります。

(9) 区役所の広報活動等への協力

区役所が実施する支援対象事業に関する広報活動(上京ふれあいネット「カミング」等)への御協力(取材、写真の提供等)をお願いします。

また、次年度には支援事業の活動を報告する機会(報告ポスターの作成・展示等)を設定し、事業内容等を発表していただく予定です。

8 その他

令和8年度の年間スケジュール(予定)

時期	内容	
令和8年 4月～5月	募集	活動対象期間
6月(予定)	審査委員会(公開プレゼンテーション)	
	支援対象事業の決定	
令和9年 3月末	報告書類の提出 活動報告用ポスターの提出	
4月以降	活動報告(ポスター展示等)	